

印紙

200 円

第 2 号文書

業務委託契約書

一般社団法人熊本県サッカー協会（以下「甲」という）と、●●●●●●●●●●●●●●●●（以下「乙」という）とは、3 種リーグ戦 1 部、2 部、3 部運営事務作業の業務に関し、以下のとおり業務委託契約を締結する。（以下、「本契約」という。）

第 1 条〔大会〕

甲は、乙に対し、以下のリーグ戦（以下「本件リーグ」という）に関する事務作業の業務を委託する。

名称：高円宮杯 2017 熊本県サッカーリーグ U-15（1 部、2 部、3 部）

主催：一般社団法人熊本県サッカー協会

主管：一般社団法人熊本県サッカー協会 3 種委員会

開催期間：2017 年 2 月～2018 年 1 月

開催会場：県内各施設

第 2 条〔委託業務〕

甲が、乙に委託する業務は、以下の通りとする。

(1) 基本業務

詳細は別紙 3 種リーグ戦委託作業一覧に掲載する。主に以下の業務となる。

- ・リーグ戦組合せ調整、連絡
- ・参加チームへの連絡、催促
- ・会議出席及び議事録作成
- ・J F A W E B 登録システム KICK OFF での大会作成、申込とりまとめ
- ・メンバー表システムでのメンバー表作成、修正
- ・結果の集計、資料のとりまとめ
- ・表彰状の作成、発送
- ・決算作業、領収書確認、各リーグ担当者からの集計
- ・その他、甲乙間で別途合意した業務

第 3 条〔運営体制〕

乙は、前条の委託業務を行うにあたって、甲と密接な連携を保つために担当責任者を決めることとし、当該担当責任者は、本件リーグに関する事務作業に携わる乙スタッフの指揮監督を行い、本件リーグの運営がスムーズに行なわれるようにする。

第 4 条〔報酬〕

- (1) 甲は乙に対し、第 2 条(1)に定める基本業務の対価として、300,000 円（消費税別途）を支払う。
- (2) 乙が第 2 条(1)に定める基本業務上発生する郵送料及びその他業務に必要な消耗品費等の諸経費は、別途甲より支払う。但し、1 万円を超える消耗品を購入する場合は、事前に甲に相談しなければならない。
- (3) 支払は以下の予定日 2 回に分けて行う。
 - (ア) 1 回目 200,000 円を 2017 年 4 月 19 日（水）
 - (イ) 2 回目 100,000 円を 2018 年 2 月 28 日（水）
- (4) 乙は上記支払予定前日までに請求書を甲へ持参又は送付する。

第 6 条〔再委託の禁止〕

乙は、甲に事前に通知することなしに、本業務の全部または一部を第三者（以下「再委託先」という）に再委託してはならない。

第 7 条〔不可抗力等〕

本大会が天災地変等の不可抗力により開催不能となった場合、甲および乙は報酬を含めた対応策について誠実に協議

するものとする。

第8条〔秘密保持〕

乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的のみに使用する。

第9条〔解除〕

以下の事由のいずれかが甲または乙のいずれかに生じた場合、他方の当事者は、相手方に対する書面による通知をもって直ちに本契約を将来に向かって解除することができる。

(1)本契約の重要な義務が履行されず、他方当事者から書面による催告の通知を受けた後7日以内にかかる不履行が是正されない場合。

(2)破産、民事再生、会社更生の申立をし、もしくは申出をされた場合、支払い不能となった場合、手形の不渡りが生じた場合、またはその他信用状況が著しく悪化したと判断される場合。

2 前項に基づく解除は、解除当事者が被解除当事者に対して有する既に発生した権利の行使または請求を妨げず、解除前に生じた義務の履行から被解除当事者が免除されることはないものとする。

第10条〔専属管轄〕

本契約に関する紛争については、熊本簡易裁判所を第一審の合意による専属的管轄裁判所とする。

第11条〔規定外事項〕

甲および乙は、誠実に契約を履行し、本契約書に定めのない事項が生じたときまたはいずれかの条項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議によりその都度円満な解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため2通作成し、甲・乙各1通保管するものとする。

2017年 月 日

(甲)

〒861-4101

熊本市南区近見6丁目6番29号

一般社団法人熊本県サッカー協会

会長 田川 憲生

印

(乙)

〒000-0000

住所

団体名

役職 氏名

印